

相談等窓口一覧

まずは、電話で相談ください。(秘密厳守、相談無料)

DV

配偶者暴力相談支援センター

名称	電話	相談日時
とちぎ男女共同参画センター相談ルーム(栃木県)	028-665-8720	月~金曜日 9:00~20:00 土・日曜日 9:00~16:00
宇都宮市配偶者暴力相談支援センター	028-635-7751	火~土曜日 9:00~17:00
日光市配偶者暴力相談支援センター	0288-30-4140	月~金曜日 8:30~17:15
小山市配偶者暴力相談支援センター	0285-22-9602	月~金曜日 9:00~17:00
栃木市配偶者暴力相談支援センター	0282-21-2218	月~金曜日 9:00~16:00

県健康福祉センター(福祉事務所)

名称(担当区域)	電話	相談日時
県東健康福祉センター(益子町、茂木町、市貝町、芳賀町)	0285-82-2139	月~金曜日 9:00~16:00
県南健康福祉センター(上三川町、壬生町、野木町)	0285-21-2294	
県北健康福祉センター(塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町)	0287-23-2172	

市の各種相談機関

※相談日時は各市にお問い合わせください。

名称	電話	名称	電話
宇都宮市女性相談所	028-636-5731	真岡市福祉事務所	0285-82-1113
足利市福祉事務所	0284-20-2251	大田原市福祉事務所	0287-23-8792
栃木市福祉事務所	0282-21-2229	矢板市福祉事務所	0287-44-3600
佐野市福祉事務所	0283-20-3002	那須塩原市福祉事務所	0287-46-5538
鹿沼市人権推進課	0289-63-8352	さくら市福祉事務所	028-681-1125
日光市福祉事務所	0288-21-5148	那須烏山市福祉事務所	0287-88-7116
小山市福祉事務所	0285-22-9627	下野市福祉事務所	0285-32-8903

民間団体

名称	電話	相談日時
認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ	028-621-9993	月~金曜日 9:00~17:00

警察の相談窓口

※緊急時は110番へ

名称	電話	相談日時
栃木県警察本部県民相談室	028-627-9110または#9110	24時間対応

名称	電話	名称	電話
宇都宮中央警察署生活安全課	028-623-0110	下野警察署生活安全課	0285-52-0110
宇都宮東警察署生活安全課	028-662-0110	大田原警察署生活安全課	0287-24-0110
宇都宮南警察署生活安全課	028-653-0110	今市警察署生活安全課	0288-23-0110
小山警察署生活安全課	0285-31-0110	さくら警察署生活安全課	028-682-0110
足利警察署生活安全課	0284-43-0110	矢板警察署生活安全課	0287-43-0110
栃木警察署生活安全課	0282-25-0110	日光警察署生活安全課	0288-53-0110
那須塩原警察署生活安全課	0287-67-0110	那須烏山警察署生活安全課	0287-82-0110
佐野警察署生活安全課	0283-24-0110	茂木警察署生活安全課	0285-63-0110
鹿沼警察署生活安全課	0289-62-0110	那珂川警察署生活安全課	0287-92-0110
真岡警察署生活安全課	0285-84-0110		

児童虐待

※お住まいの地域の児童相談所につながります

名称	電話	相談日時
児童相談所虐待対応ダイヤル ※通告専用	189	24時間対応、通話料無料
児童相談所相談専用ダイヤル ※相談専用	0570-783-189	24時間対応、通話料有料



民生委員・児童委員、男女共同参画地域推進員の皆さんへ

配偶者からの暴力(DV)の防止と被害者の保護のために

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、家庭内で起こるため、周囲から発見されにくく、被害が深刻化しやすいと言われています。

日頃から地域の中で福祉の担い手として活動されている民生委員・児童委員の皆さんや、地域に根ざした活動をされている男女共同参画地域推進員の皆さんは、DV被害者を発見しやすい立場にありますので、被害者の早期発見や情報提供などの役割が期待されています。



DV(ドメスティック・バイオレンス)を知っていますか?

一般的に、DVとは配偶者や同棲する恋人などの親密な関係の中で起こる暴力をいいます。暴力には次のようなさまざまな形があります。特に、身体的暴力以外は、周りの人に理解されにくい上、被害者自身もそれを暴力と認識していないことがあります。

そのような暴力は長い期間に積み重ねられ、自覚した時はさまざまなストレス症状があらわれ、重篤な被害となっていることもあります。

また、DVが子どもの心身に与える影響も深刻です。DVを目撃して成長することで暴力によるコミュニケーションを覚えてしまい、後に人間関係が上手く築けなくなったり、DVの加害者や被害者になってしまったりする事例が報告されています。

身体的暴力

- ・なぐる、ける、つねる。
- ・やけどをさせる。
- ・首を絞める。

精神的暴力

- ・役立たずなどの暴言をはく。
- ・怒鳴る、脅す。
- ・人前で恥をかかせる。

経済的暴力

- ・生活費を渡さない。
- ・借金をさせる。
- ・ギャンブルで浪費する。

性的暴力

- ・性行為を強要する。
- ・見たくないポルノを見せる。
- ・避妊に協力しない。

社会的暴力

- ・実家や友人とのつきあいを制限する。
- ・電話や郵便物、携帯電話のメールをチェックする。

子どもを巻き込んだ暴力

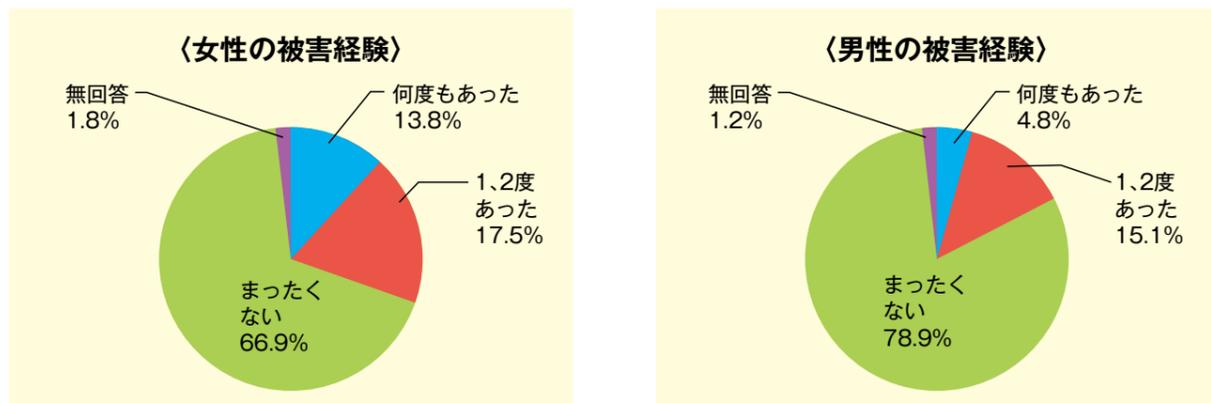
- ・子どもを虐待する。
- ・子どもの見ているところで暴力を振るう。

※これらはDVの一例です。

多くの人がDVに苦しんでいます

DV加害者には、一定のタイプはないと言われています。中には人当たりがよく、周囲の人からは「家で暴力を振るっているとは想像できない」と思われている人もいます。

加害者は、被害者以外の人には暴力を振るいません。配偶者や恋人など親密な関係にある相手をコントロールするため、意識的に暴力という手段を選択していることが多いのです。



- ・約4人に1人は配偶者から暴力を受けたことがある。
 - ・女性の約3人に1人は配偶者から暴力を受けたことがあり、約7人に1人は何度も受けている。
 - ・被害を受けた女性の約4割、男性の約7割がだれにも相談していない。
- (平成30年3月内閣府調査「男女間における暴力に関する調査」から抜粋)

DVと児童虐待の関係

DVが起きている家庭では、子どもに対する虐待が同時に行われている場合があります。直接的に子どもが虐待を受けることだけでなく、子どもの見ているところで配偶者等に暴力を振るう(面前DV)なども子どもへの虐待にあたります。

虐待を発見したり、疑いのある場合には、市町や児童相談所、福祉事務所に相談・通告します。(相談等窓口については「相談等窓口一覧」参照)

身体的虐待

- ・なぐる、ける、たたく。
- ・タバコの火を押しつける。
- ・首をしめる。 など

ネグレクト

- ・食事を与えない。
- ・学校に行かせない。
- ・入浴させない。 など

児童相談所虐待対応ダイヤル 189(いちはやく)

※お住まいの地域の児童相談所に
つながります
※通話料無料

性的虐待

- ・性行為を強要する。
- ・ポルノ写真の被写体にする。 など

心理的虐待

- ・言葉で脅かす。
- ・夫婦間の暴力を見せる。(面前DV) など



パープルリボンは女性に対する暴力根絶、オレンジリボンは児童虐待防止のシンボルです。

DVについて相談を受けたら

DV被害者から相談を受けたときは、被害者が現在安全であること(怪我をしていないか・加害者の追跡がないか・電話での相談の場合、加害者が近くにいないか等)を確認した上で話を聞いて、DV相談窓口(「相談等窓口一覧」参照)への相談を勧めてください。

なお、危険性・緊急性が高い場合は、早急に警察へ相談又は通報(最寄りの警察署又は110番)することを勧めてください。

◎DV被害者の心理を理解しましょう

「なぜ逃げないの?」と思うかもしれませんが、被害者は「逃げない」又は「逃げられない」状況に置かれています。

(被害者心理の例)

- ・加害者の行為は自分に原因があると思込み、DVと認識していない。
 - ・加害者は暴力を振るうだけではなく、やさしい時もあるため、被害者はやさしい今の相手が本当の姿だと思込んでいる。(※)
 - ・繰り返される暴力や暴言により、相談する気力を奪われている。
 - ・経済的な不安や子どもへの影響を考えて我慢している。
- ※ 加害者は「暴力を振るって思いどおりにしてもいい」という間違った認識を持っているため、暴力や暴言がなくなることは期待できません。

◎二次被害に気をつけましょう

相談対応者の不用意な言動で被害者が更に傷ついてしまうことがあります。これを「二次被害」といいます。二次被害によって、被害者の信頼が失われ、適切な支援に繋がらないことにもなりかねませんので、配慮が必要です。

問題のある対応例

- × なぜ逃げないの?
- × あなたにも原因があったのでは?
- × もう一度話し合ってみては?
- × あなたよりもっと大変な人がいます。

良い対応例

- つらい経験を打ち明けてくれて、ありがとうございます。
- つらかったです。本当に大変でしたね。
- どんな理由があろうと暴力は決して許されないことです。

◎秘密を守りましょう

相談の中で知り得た情報は、第三者に話してはいけません。また、情報が漏れることで、相談の事実を加害者に知られ、被害者が更なる暴力を受けたり、相談対応者に追及が及ぶ危険性があります。